

国から地方へ

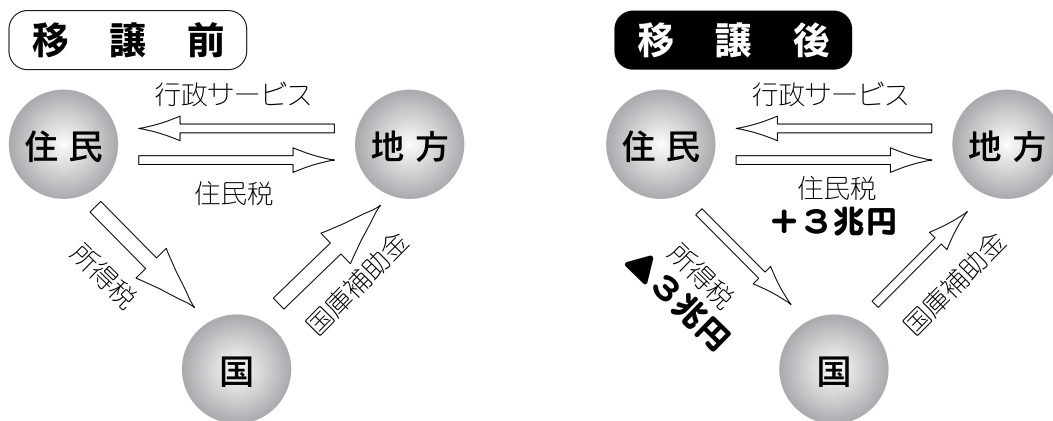
平成19年から税源移譲によって

# あなたの住民税が変わります。

**Q** どうして変わるの？

**A** より身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国から地方へ税源の移譲が行われるからです。

地方公共団体が自主的に財源の確保を行い、住民の方にとって真に必要な行政サービスを自らの責任で、より効率的に行えるよう国税から地方税へ、税そのものの形で3兆円の税源移譲をすることになりました。

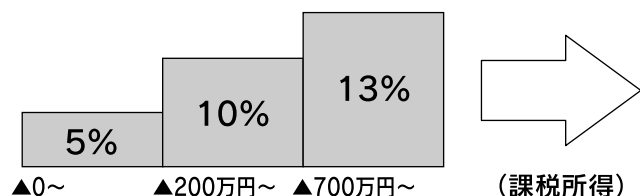


**Q** どう変わるの？

**A** 住民税所得割の税率が10%に統一されます。

住民税所得割の税率は、従来3段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないに関わらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました。

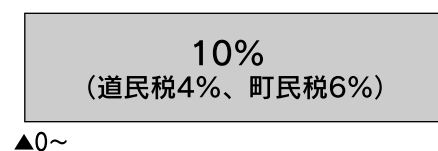
平成18年度分まで



※図中の税率は、道民税と町民税を合わせたものです。

- 200万円までの課税所得は税率5%
- 200～700万円までの課税所得は税率10%
- 700万円超の課税所得は税率13%
- ◎たとえば、課税所得が300万円の場合  
 $200万円 \times 5\% + (300万円 - 200万円) \times 10\% = 20万円$

平成19年度分から



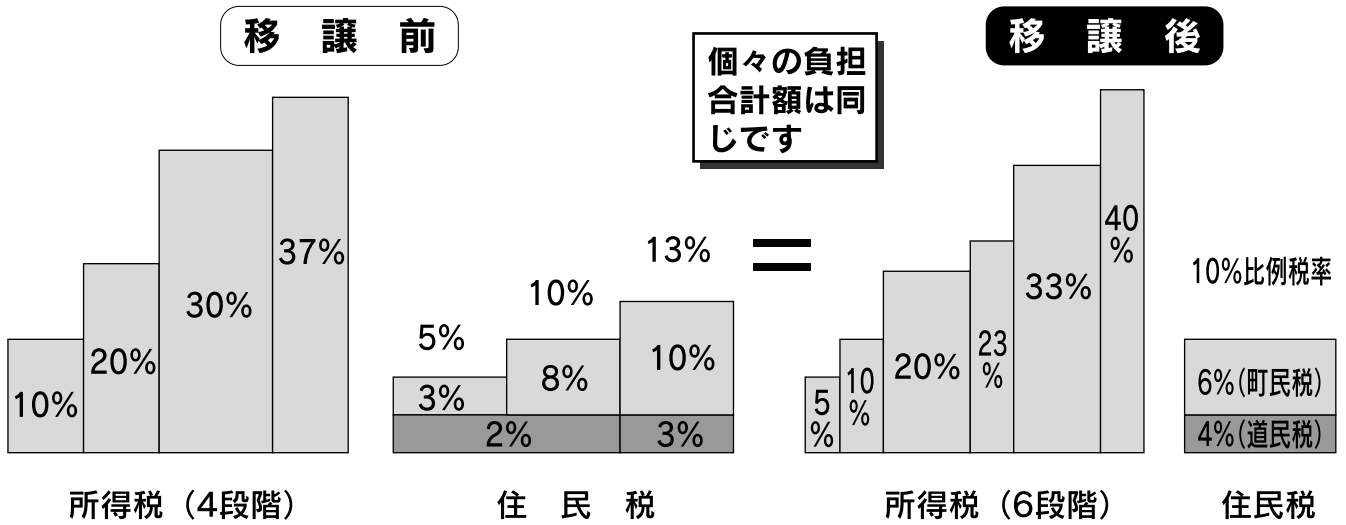
- 課税所得にかかわらず、一律10%
- ◎たとえば、課税所得が300万円の場合  
 $300万円 \times 10\% = 30万円$
- ※実際の税額は、この他に人的控除の差に対応した減額措置が講じられます。

※課税所得とは？・・・皆さんの給与や事業収入などは税法上「収入」と呼ばれるものです。「課税所得」とは、この「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」となります。

## Q 税負担は増える？減る？

A ご安心ください。税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため、負担は変わりません。

住民税所得割の10%比例税率化に伴い、国が集める国税(所得税)の税率構造も見直されます。税源移譲の前後で「住民税+所得税」の納税者の負担は変わりません。



### ●独身の方の場合 (単位：円)

給与収入	税源移譲前				税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	124,000	64,500	188,500	⇒	62,000	126,500	188,500	0
500万円	258,000	163,000	421,000		160,500	260,500	421,000	0
700万円	474,000	307,000	781,000		376,500	404,500	781,000	0
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000		868,500	650,500	1,519,000	0

### ●夫婦+子ども2人の場合 (単位：円)

給与収入	税源移譲前				税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	⇒	0	9,000	9,000	0
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000	0
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000	0
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000		590,500	539,500	1,130,000	0

※夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

上記は、税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年度分所得税、平成19年度分住民税から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

## 住民税について

住民税には、均等の額によって負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割」があり、通常、道民税と町民税をあわせて住民税と呼びます。

所得税が1年間の所得に対してその年に課税されるのに対して、住民税の所得割は前年の所得に対して課税されます。なお、住民税の徴収は、道民税と町民税をあわせて町が行うこととなっています。